

平成28年8月26日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

目 次

1.	はじめに			•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1
2.	本協議会	€の構	成委	員			 •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	3
3.	庄川の概	要と	主な	課	題		 •	•		•		•	•	•	•	•			Ρ.	4
4.	現状の耳	奴組状	況 •	•	•		 •	•		•		•	•	•	•	•			Ρ.	7
5.	減災のた	-めの	目標	Ē.						•		•	•		•	•	•		Р.	1 4
6.	概ね5年	Fで実	施す	-る	取糺	狙,				•		•	•		•	•	•		Р.	1 5
7.	フォロー	アッ	プ・							•		•	•	•	•	•			Р.	2 0

添付資料 別紙一1

添付資料 別紙-1 (参考)

添付資料 別紙一2

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村(109 水系、730 市町村)において、平成32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川5市1町1村(富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村)、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成28年4月21日に設立した。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、 越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を 予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水 域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4)新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中 (約8万人に影響)する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。

5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線 道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受 けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、庄川の減災に関わる地域の取組方針(以下「取組方針」という。)をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町 長
舟橋村	村 長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所 長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所 長
富山県 高岡土木センター	所 長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所 長
富山県 砺波土木センター	所 長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所 長
 <オブザーバー>	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
北陸電力(株)富山支店	
関西電力(株)電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発(株)中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

3. 庄川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳(標高 1,625m)と山中山の山中峠(標高 1,375m)に発し、岐阜県内で尾上郷川、六厩川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,189km2 の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と3つの県立自然公園及び4つの県定公園が存在する等豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われておる。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道8号、156号があるなど、交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がきざまれ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約1/200、流域上・中流部では約1/30~1/180となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約3,000mmであり、流域下流の平野部に向かって少なくなり、平野部で約2,200mmとなっている。また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものが多く見うけられる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海 北陸自動車道、一般国道8号、156号などが整備され交通の要衝となっており、ひ とたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。 庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和9年7月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、 浅井村(現射水市)で堤防が決壊し、死者20名、負傷者240名、流失家屋94棟、民 家破損5,418棟、浸水家屋4,009棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和51年9月の台風17号による洪水で、大門地点では2,646m3/sの流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋8棟、浸水家屋42棟、農地・宅地の浸水11haの被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号によって上流の岐阜県で359mmの降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位7.68m、最大流量3,396m3/sを記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市(現射水市)、大門町(現射水市)で約2,800人に避難勧告が発令された。

②河川改修の状況

平成20年7月に策定した「庄川水系河川整備計画(大臣管理区間)」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水(基準地点雄神で4,200m3/s)を計画高水位(H.W.L)以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、 越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所 を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中(約8万人に影響)する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線 道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を 受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護及び裏法尻の補強、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備など
- ・ソフト対策として、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指す ものとする。

4. 現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。(別紙-1参照)

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○:現状、●:課題(以下同様)

項 目 現状○と課題●				
急流河川特有の洪水	〇平成16年10月洪水により観測史上最高水位を	記録		
の理解	したが、国管理区間において氾濫流による浸	水被		
害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が				
	していない。	,		
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減			
	少により、地域住民の防災意識が低い状況で	Α		
	ある。			
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が	_		
	少なくなっている。	В		

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

5/							
項目	現状○と課題●						
洪水時における河川	〇庄川(国管理区間)において想定最大規模及び河						
管理者からの情報提	川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪						
供等の内容及びタイ	水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で						
ミング	公表している。						
	〇和田川において計画規模の外力による浸水想定区						
	域図をHP等で公表している。						
	〇避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の						
	発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台						
	の共同で実施している。						
	○富山県管理区間(和田川)では、水位到達情報の						
	提供により水位周知を実施している。						
	〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事						
	務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホット						
	ライン)を実施している。						
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクと C						
	して認識されていないことが懸念される。						
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情						
	報不足から、水防活動の判断や住民の避難行 D						
	動の参考となりにくい。						
	<u> </u>						

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●	
避難勧告等の発令基	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準	や対
準	象地域を明記している。(国のガイドライン	(案)
	に基づく見直し済)	
	〇庄川本川(国管理区間)における避難勧告等	の発
	令に着目した防災行動計画 (タイムライン) 成している。	を作
	●避難勧告等の発令に着目したタイムライン	
	が実態に合ったものになっているかが懸念	Е
	される。	_
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規	模の
	洪水に対する水害ハザードマップ等で周知し	てい
	る。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避	_
	が、 難が適切に行えないことが 懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続	
	時間が長期に渡る場合には、住民等が長期に	G
	わたり孤立することが懸念される。	
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等	
	で周知しているが、住民等に十分に認知され	Н
	ていないおそれがある。	

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●						
住民等への情報伝達	○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告	等					
の体制や方法	の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、						
	緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道	機関					
	への情報提供等を実施している。						
	〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた	河川					
	水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等	に情					
	報提供している。						
	〇平成28年8月に富山県総合防災システムを更新	斤し、					
	Lアラート等を活用して報道機関と連携した信	主民					
	等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告	、被					
	害情報等)を開始した。						
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りに	ı					
	くい状況がある。	<u>.</u>					
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民						
	自らが情報を入手するまでに至っていない懸	J					
	念がある。						
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信						
	による情報発信を行っているが、一部の利用	K					
	にとどまっているため、広く周知・啓発を行	r,					
	い、利用者の拡大が求められている。						
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有						
	する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ	L					
	映像等が提供できていない懸念がある。						
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、	水防					
	団員(消防団員)と協力して実施している。						
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が						
	確立されていないため、特に要配慮者等の迅	М					
	速な避難が確保できないおそれがある。						
		i I					

③ 水防に関する事項

項目	現状○と課題●		
河川水位等に係る情	〇国土交通省、富山県が基準観測所の水位によ	り水	
報提供	防警報を発表している。水防団員へはFAX	等に	
	より情報提供している。		
	〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国]道事	
	務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホ	ット	
	ライン)をしている。		
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水		
	の流れが複雑であることから、適切に水防活	N	
	動を実施すべき箇所を特定し、共有すること	"	
	が必要である。		
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する		
	現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水	0	
	防活動に懸念がある。		
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇	i所の	
	合同巡視を実施している。また、出水時には	、水	
	防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実	施し	
	ている。		
	〇地域防災計画により、浸水被害が予想される	箇所	
	を巡回し、現状把握に努めている。		
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団		
	等と河川管理者で共有が不十分であり、適切	Р	
	な水防活動に懸念がある。		
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれ		
	ぞれの受け持ち区間全てを回りきれないこ	Q	
	とや、定時巡回ができない状況にある。		
	●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水		
	防活動に関する専門的な知見等を習得する		
	機会が少なく、的確な水防活動ができないこ	R	
	とが懸念される。		

③ 水防に関する事項

項目	現状○と課題●					
水防資機材の整備状	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している					
況	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関					
	の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な					
	水防活動に懸念がある。	S				
	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来 ·					
	の水防工法では迅速に実施できるか懸念が					
	ある。					
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏ま					
	え、庄川での堤防決壊時の資機材について、	Т				
	配備箇所の見直しを含めた再確認が必要で	1				
	ある。					

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機	器に
の操作・運用	おいて平常時から定期的な保守点検を行うと	とも
	に、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施	il.
	災害発生による出動体制を確保している。	
	○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施して	いる。
	〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委	託に
	よる内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の	
	施設配置計画では、今後想定される大規模浸	U
	水に対する社会経済機能の早期回復に向け	U
	た対応を行えない懸念がある。	
	●現状において社会経済機能の早期回復のた	
	めに有効な排水計画がないため、既存の排水	
	施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討	V
	する必要がある。	

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
既存ダムにおける洪	〇洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和
水調節の現状	田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下
	流域の被害を軽減させている。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対	けする
の現状の整備状況及	安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の)整備
び今後の整備内容	を推進している。	
	〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足す	る箇
	所に対し、堤防整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している	
	堤防や流下能力が不足している箇所があり、	W
	洪水により氾濫するおそれがある。	
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪	
	水に対するリスクが高い箇所が存在してい	χ
	る。	
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪	
	水の発生頻度が高まることが予想されるな	Υ
	かで、被害の軽減を図る必要がある。	

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動の実施、氾濫水の 排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき 減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害・・・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水・・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。
- ※ 市街地を流れる洪水・・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難・・・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災 意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のと おりである。(別紙-2参照)

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<庄川> ・流下能力対策	W	引き続き実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策	Х	引き続き実施	北陸地整
・浸透対策、パイピング対策	Х	順次実施	北陸地整
・堤防整備	W	引き続き実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
<庄川>		引き続き実施	北陸地整
・堤防天端の保護	Υ		
・裏法尻の補強			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基			
盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び		平成28年度から	北陸地整、富山県、
配備	O, R	検討	富山市、高岡市、
	Т		射水市、砺波市、
			小矢部市、南砺市
・円滑な避難活動や水防活動を支援するた		平成28年度から	北陸地整、富山県、
め、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の	L, N	順次整備	高岡市
設置			

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関 については、以下のとおりである。

① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
平時から住民等への周知・教育・訓練に する取組			
・小中学校等における水災害教育を実施	A, B , C	引き続き実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市 南砺市
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B , C	引き続き実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B , J	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・自治会や地域住民が参加した洪水に対す るリスクの高い箇所の共同点検の実施	С	平成27年度から 順次、毎年実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G , H	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の 向上を図るための自主防災組織の充実	М	順次実施	富山県、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次整備	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想 定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表 (浸水ナビ等による公表)	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪 水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
気象情報発信時の「危険度の色分け」や 「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 実施	気象台

[※] 庄川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

[※] 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

[※] 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に 関する取組			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	Р	引き続き毎年実 施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水 に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実 施		引き続き毎年実 施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練 等を実施	R, S	引き続き毎年実 施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・水防活動の担い手となる水防団員・水防 協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き実施	富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技 術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計 画の検討を実施	Т	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水 防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の 作成に向けた支援を実施	М	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水 害対策等の啓発活動	К	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 砺波市、南砺市

④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化 現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関			
■救援・救助活動の効率化に関する取組						
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G, U	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市			
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施						
・大規模水害を想定した庄川排水計画(案)の検討を実施	U, V	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市			
・地下街が浸水した場合の排水計画(案) の検討を実施	V	平成28年度から 検討	北陸地整、高岡市			
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実 施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市			
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市			

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、 河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、 継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
有の洪水の理解	・平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間は 録したが、国管理区間は おいて氾濫流による浸水 被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発									●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。 ●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少	A
	生していない。									なくなっている。	В
洪水時における河川管理者からの	いて想定最大規降雨規模 及び河川整備基本方針 に基づく計画規模の外力	・県管理の水位周知河川 について、基準水位到達 情報の提供を行ってい	目安となる氾濫危険情報 の発表等の洪水予報を富 山河川国道事務所と気象 台の共同で実施してい							●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして 認識されていないことが懸念される。	С
の内容及び タイミング	る。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道 事務所長から沿川自治体 の首長に情報伝達(ホット ライン)を実施している。									●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報 不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の 参考となりにくい。	
避難勧告等の発令基準	ける避難勧告に着目した	・各市町村の洪水に関する遊難勧告等発令基準を とりまとめ、北陸地方整備 局、富山地方気象台へ情 報提供している。	水予報を発表している。			・避難勧告等の発令に関 する基準を定め、地域防 災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関 する基準を定め、地域防 災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関 する基準を定め、地域防 災計画に明示している。	●庄川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。	E
	・浸水想定区域図を作成 し公表するなど、自治体 が作成するハザードマッ プの作成支援を実施して いる。	・県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施している。		(1)避難所 富山市水防計画にて策 定、HPにより周知。小中 学校、コミュニティセン ターなどの公共施設が 主。	(1)避難所 高岡市水防計画にて策 定、HPにより周知。小中 学校、コミュニティセン ターなどの公共施設が 主。	(1) 避難所 射水市水防計画にて策 定、HPにより周知。小中 学校、コミュニティセン ターなどの公共施設が 主。	(1)避難所 砺波市水防計画にて策 定、HPにより周知。小中 学校、コミュニティセン ターなどの公共施設が 主。	(1) 避難所 小矢部市水防計画にて策 定、HPにより周知。小中 学校、コミュニティセン ターなどの公共施設が 主。	(1)避難所 南砺市水防計画にて策 定、HPにより周知。小中 学校、コミュニティセン ターなどの公共施設が 主。	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
避難場所• 避難経路				(2)避難経路 洪水時の避難経路を指	(2)避難経路 洪水時の避難経路を指 定し、当該区域住民の安 全確保を図る。	(2)避難経路	(2)避難経路	(2)避難経路 洪水時の避難経路を指	(2)避難経路		G
										●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	
			や報道機関を通じて住民 等へ伝達している。	のみならず走行中の車 両、運行中の列車、船	を災害から保護し、その 他災害の拡大を防止する ため必要があると認める	ALERT、サイレンによる伝達 (2) 消防車・広報車による 市内巡回放送	川地区)、消防団器具置 場等サイレン、広報車、消	「体へ、電話、携帯メール 等により連絡し周知を図 るとともに、防災無線、広	収集事態及び警戒事態 発生後の経過に応じて住 民等に提供すべき情報に	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにく い状況がある。	I
住民等への情報伝達の		告、被害情報等)を開始した。 ・「富山県雨量水位情報」 により雨量・河川水位・ダ		の放送、コミュニティFM、 ケーブルTV、インターネッ	は、必要と認める地域の 居住者・滞在者その他の 者に対し、避難勧告・指示	(る) 有別国質による音戸 伝達 (4) 自治会・町内会、自主 防災組織等による各戸伝 達 (5) コミュニティFM、ケー	所ホームページへの緊急 掲載、エフエムとなみへ の放送等の依頼、となみ 衛星通信テレビへの放送	ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。	た分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	
体制や方法		ム諸量等の情報を提供している。		り伝達を行う。		ブルテレビ等による伝達 (6) ホームページ、エリア メール等緊急速報メール サービス、ソーシャルメ ディア、動画共有サイト等 による周知	チャンネル放送、県を通じたNHK及び民間放送局への依頼、避難所管理者及び鍵管理者、エリアメー			●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	К
							ル、緊急メール、ツイッ ターによる情報発信			●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有 する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映 像等が提供できていない懸念がある。	
避難誘導 体制				基本方針(避難誘導者、 移動手段、誰と協力して 誘導するか)は地域防災 計画で定められている。	移動手段、誰と協力して 誘導するか)は地域防災	移動手段、誰と協力して 誘導するか)は地域防災	移動手段、誰と協力して 誘導するか)は地域防災	移動手段、誰と協力して 誘導するか)は地域防災	移動手段、誰と協力して 誘導するか)は地域防災	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が 確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な 避難が確保できないおそれがある。	

②水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	リ水防警報を発表している。 ・水防団員へ水防警報より情報提供している。 ・「富山県雨量水位情報 により雨量・河川水位・ダ ム諸量等の情報を提供し		達系統により、受報及び 伝達を行う	は気象情報の伝達体制 の整備を図るともに、親 測体制の強化充実に努 め、観測情報、災害情 報、防災情報等制の整備 に努めるよう。 ほこ努めるよう。 また、富山県による土砂 災害警戒情報メール配気 を サービス等を活用した気を 教情報の情報伝達体制を 様空する。	市は、全国瞬時警報シスら テム(JーALを警報等等を 更信した気象警報等をを 直ちに同報系防災行政 機物に周知するとともに、 係機関への伝達を行うの 列車、船舶・観光客等もよう 防災行、船舶・観光客等よう 防災行政無線、サイミュー デレビ、ラジオ(コミュー ディFM放送を含む。)、市	政無線、登録メール、インターネット、マール・マール・デを利用して広報・一次を行うものとする。 に行うものを できるときは、地区の強要があ、消化を頼む、地区の協力を頼むのとする。 いる 報道機関に依頼するものとする。	害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通 り	P209	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の 流れが複雑であることから、適切に水防活動を実 施すべき箇所を特定し、共有することが必要であ る。	
特報提供					なお、市民向けには、高 岡市防災情報メールの配 信等の、各種メディアを活	メール配信、インターネット、エリアメール等の移動ト、エリアメール等の移動 体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。	画情報班】 市ホームページに災害情報等を掲載する。 チラシの活用【企画情報 班】 災害情報等を掲載したチ			●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現 地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	0
		・出水期前に、自治体、水 防団等と重要水防箇所の 合同点検を実施してい る。		ナレキ笙 久涌知即陛に	たとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡	応した水防担当組織の巡	たとき等、各通知段階に 応じた水防担当組織の巡	たとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡	たとき等、各通知段階に 応じた水防担当組織の巡	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	Р
河川の 巡視区間	川巡祝を失心している。									●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
										●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が 少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材				機、投光器などの防災資	は、平時より災害の発生 に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発 電機・投光器・応急給水 機材・水難救助用ボート などの救出救助用資機材	充実を図るとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。	備え、河川に水防倉庫を 設置し、水防に必要な資	記載なし	記載なし	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	s
の整備状況		る。 ・備蓄状況は水防計画に 記載し関係機関へ配布し ている。			の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行っておく。					●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備 箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
排水施設、 排水資機材	等の災害対策車両・機器 において、平常時から定 期的な保守点検を行うと ともに、機械を扱う職員等 への訓練・教育も実施し、 災害発生による出動体制 を確保している。	る。 ・排水機場等による排水		水状況等を参考のうえ、 排水ポンプや雨水調整施 設の整備を含め、公共下 水道事業等の排水施設	舗装整備等により、雨水 貯留機能が低下すること により、降雨の際のやい の流出の短標が低下するで にかり、附量の増大などから 連時間への負荷が増大し、 市街地に水害をもたらす	た雨水対策基本計画に基 づき、排水ポンプ場や雨 水調整施設の整備を含	降雨状況に応じて、土地 改良区及び水、門操作協 力員に連絡し、用水の水 門操作を依頼する。	改良区及び水門操作協 力員に連絡し、用水の水 門操作を依頼する。	水路の溢水や滑落、排水 機場ポンプ施設の損傷な ど、特に人家・人のみび 公共施設に被害を及ぼる おそれが生じたときは、関係 能設管理者は、関係機関 に連絡するとともに、補		U
の操作・運用	・樋門の操作点検を出水 期前に実施している。			の整備を促進する。	内水対策を講ずる。	め、公共下水道事業等の 効果的な排水施設の整 備を促進する。			強・補修・浚渫等の応急 工事や緊急放流等の必 要な措置を実施する。 ※南砺市地域防災計画 P291より抜粋	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	٧
既存ダムに おける洪水 調節の現状		・洪水調節機能を有する ダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を 軽減させている。									

④河川管理	④河川管理施設の整備に関する事項													
項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題				
堤防等河川	・急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する 安全度や背後地の状況 等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。									●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防 や流下能力が不足している箇所があり、洪水によ り氾濫するおそれがある。				
管理施設の 現状の整備 状況及び今 後の整備内	・計画断面に満たない堤 防や流下能力が不足する 箇所に対し、堤防整備を 推進している。									●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	х			
容										●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水 の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被 害の軽減を図る必要がある。	Y			

別紙-1 (参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

1. 情報	伝達、避難計画等に関する事	<u> </u>				
項目		高岡市	射 水 市	砺 波 市	小 矢 部 市	南 砺 市
				(1)避難準備情報 1. 小牧流量観測所において流量が	ア 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断	(1)避難準備情報 ア 洪水予報指定河川
	室 山 市 型難動告等は、次の状況が認められる ときを基準として実施する。 なお、選難動告等において必要となる 利断基準や伝達マニュアルの事前作成 に努める。 ① 災害の拡大により、市民の生命に危 後終が及ぶと認められるとき。 ② 警報等が発表され、風水書による家 屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。 ② 有事ガス等の危険が認められるとき。 ② 有事ガス等の危険が認められるとき。 ② 有事ガス等の危険が認められるとき。 ⑤ 明本が表されがあり、市民に生命 の危険が認められるとき。 ⑥ 外で変を受いて、選難動告等が必要と認め いたるとき。 ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 ⑥ 不特定多数の者が集まる施設・学校、病院、工場が要長判断により、市長が認めるとき。 ⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。	高 岡 市 (1)選群準備情報・大門水位観測所の水位が7,40m(選難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき・長江水位観測所の水位が6,90m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が2,30m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき・種語橋水位観測所の水位が2,30m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているときと・岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2,30m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき、大門水位観測所の水位が2,00m(避難動告、大門水位観測所の水位が7,70m(はん濫危酸水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき・大門水位観測所の水位が7,70m(はん濫危酸水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき	避難動告、指示等は、次の状況が認められる場合に発令する。 (1) 災害の拡大により、住民の生命に危 酸が及ぶと認められるとき。 (2) 警報等が発表され、風水害による家 屋の破壊、浸水等のおそれがあり、住民の生命 (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散 し、又はそのおそれがあり、住民の生命 に危険が及ぶと認められるとき。 (4) 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想されるとき、又は土砂災害の前外形があり、在院の生命 にり返が及ぶと認められるとき。 (4) 土砂災害の前兆現象が認められ、切迫性が 高いとき。 (5) 風水害により被害を受けた建物、構 連物等が周辺に被害を受けた建物、構 連物等が周辺に被害を与えるおぞれが あるとき。 (6) 不特定多数の者が集まる施設、学 状・病院、工場等の防災と重要な応設 において避難が必要と判断されるとき。 (7) その他災害の状況により、市長が認 めるとき。	(1)避難準備情報 1. 小牧流量観測所において流量が 1. 小牧流量観測所において流量が 1.000 m/s を超えさらに増加するおそ れがあるとき。 2. 大門水位観測所において、はん濫 注意水位(5.5m)を超えさらに増加するお それがあるとき。 (2)避難勧告 1. 庄川に水防警報が発令されたとき。 (2)避難勧告 2. 大門観測所において流量が、3,000 m/s を 超えたとき。 2. 大門観測所において避難判断水位 (6.6m)を超えたとき。 3. 河川管理設の異常(漏水等破堤 につながるおそれのある被災等)を確 認したとき。 (3)避難指示を行う。 新行にはん光が及ぶ区域の住民へ避	ア 気象台から豪雨、台風等災害に関する蓄報が発せられ避難を要すると判断 されるとき。 イ 関係官公署から豪雨、台風等災害に 関する通報があり、避難を要すると判断	(1)避難準備情報
②場避路	(消防庁震災対策指導室 「市町村地域 防災計画検討委員会報告書」では、お おむれ33㎡当たり2人としている。) ・大規模ながけ前れや浸水などの危険 のないところで付近に多量の危険物が 蓄積されていないところとする。 ・避難施設については、安全な建物(公 有・公共的)で、給食施設を有するもの、 の、給食施設を急速(得るもの又は比 較的容易に食料が搬入でき、給食し得 る場所を選定して指定する。 ・海岸付近の選撃場所は、高潮に備え て高台を選定するか、適地がない場合 信事を選定するか、適地がない場合 信事を選定するか、適地がない場合 信事を選定しておりない。 できるようにしておく特に、休日、夜間 の使用については留意し、市民にその 周知徹底を図る。	ド、都市公園等公共的施股等を対象に、施設管理者の同意を得入えて避難場所(屋外)又は避難所(屋内)(以下「避難所等」という)に指定する。 了避難所(施設)へ至る主な経路と道について、十分幅員を確保し火災の延拡について、十分幅員を確保し火災のばないようにする。 イ道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有有行う。。 (3)周 知方法 避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。 ア災害種別に応じた避難所情報(利用の可否) 4 標識、誘導標等の設置 ウ 広報紙、チラシの配布等 オ 災害ハザードマップ等の作成・公表カホームページを活用した情報提供	の収容のため、事前に小・中学校の体育館等を選挙所とて指定するとともに、地震災害時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。(2)避難経所への距離が長い地域や火災による延集の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保する。(3)周知方法市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示にたがサーマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。	院を応急的に整備し使用する。しかし、 これら適当な施設がない場合、若しくは 収容しきれなくなった場合、野外にテン トやバラック等仮設建物を設置する。 等・要配慮者に配慮して、福祉避難所や 被災地以外の地域にあるものを含め、 旅館やホテル等を避難場所として借上 げる等、多様な避難所の確保に努め る。 なお、一級河川庄川における水舎時 は、庄川水系漫水想定区域図にお出 は、庄川水系漫水想定区域図にお避難 所は開設しないものとする。なお、浸水 深800センチ珠満でも砺波市洪水ハ 万十三マップにおいて、全臓利用・適の 避難施設については、開設とないものとする。 また、土砂災害時は、土砂災害 た酸区域に指定された座域内の避難 所は開設しないものとする。 避難施設にいては、開設とないものとする。 避難施設にいては、開設とないものとする。 対に開設しないものとする。 避難施設にはりの登離を認めの避難 所は開設しないものとする。 避難施設にはりの避難を対していては、開発しないものとする。 短期には、一般に対している。 短期には、一般に対している。 短期には、一般に対している。 短期には、一般に対している。 短期には、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般に対している。 を記述は、一般には、一般に対している。 を記述は、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	官、消防職員、消防四員等が協力して 実施する。その他、避難の誘導につい ては、第名編「震災編」第2章第5節「避 難の動き・指示、避難所の開設・収容」 61 避難誘導」を準用する。 22 避難者の誘導 避難者の誘導、 避難者の誘導、 避難者の誘導、 避難所とするが、その災害の形態、状況 に応じて判断する。 【小矢部市の指定緊急避難場所及び指	(1)避難所 洪水ハザードマップでも周知している 【指定避難所一覧】・・資料編「5-1 【指定深急避難場所一覧】・・資料編 「5-3」 (2) 避難護路の選定 市街地の状況に応じて次の基準によ 型難選路を選定するものとする。 有し、なるべく道路付近に延焼の危険 イ指定緊急避難場所及び指定避難 まで複数の道路を確保すること。 ウ地下に危険な理影物がないこと でり地下に危険な理影物がないこと。

項 日	富山市	高 岡 市	射 水 市	砺 波 市	小矢部市	南 砺 市
項のは一個では、「は、「は、」のでは、「は、「は、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	富山市本部室は、遅難準備情報、遅難の勧告又は指示について、次の内容を明示して行う。(1)要避難対象地域(2)避難先(3)避難動告又は指示の理由(4)その他避難時の注意事項等差難準無情報、避難の動告又は指示の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両。遵行中の外車、船舶、海水浴窓、勢り人、観火客等にも確実に達定きるよう、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速域、軽車、同報無線等により伝達を行うとともに、消壊無線等により伝達を行うとともに、消壊無線等により伝達を行うとともに、消壊無線等により伝達を行うとともに、消滅無線等により伝達を行うとともで、各家庭への戸列訪問やテレビ、ラガ放送による周知のための協力依頼を行う。	命又は身体を災害から保護し、その他 災害の拡大を防止するため必要がある と認めるときは、市長(本部長)は、必要 と認める地域の居住者・滞在者その他 の者に対し、避難勧告・指示をする。	射水市 要避難対象地域の住民に対する避難 準備情報、動告又は指示等の方法は、 次のとおりと対している。 (1) 防災行政無線、J-ALERT、サイレン による伝達 (3) 消防団債による各庁伝達 (4) 自治会・門内会・自主防災組織等に よる各庁伝達 (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ等 による伝達 (6) ホームページ、エリアメール等緊急 速報メールサービス、ソーシャルメディ ア、動画共有サイト等による周知		小 矢 部 市 (1) 気象注意報・気象警報の伝達 気象字報・養精等は、次の伝達系統に 気象子報・養精等は、次の伝達系統に 気象子報・養精等は、次の伝達系統に えり防災関係機関に伝達する。 【気象等に関する情報の伝達 ・ 一直、 一直、 一直、 一点、 一点、 一点、 一点、 一点、 一点、 一点、 一点、 一点、 一点	南
④誘制	避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合、消防部及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を行て、地球や事業所等の登りまた。社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を受する場合、福祉保健部、教育部はその迎接を支援する。なお、避難の勧告又は指示等は地域のなお、避難の制造、港で着いることから、規光客等の一時場で者の選難誘導についても配慮する必要がある。	民が集団で避難できるよう、地区別の 消防団 自主防災組織等による避難誘 導体制構築を支援する。 - 要配慮者の安全・確実な避難のため、 自主防災組織や福祉関係者と協力して 「要援護者避難支援計画」を策定し、内 客の者及に努める。 ・迅速な避難誘導のための自主防災組 総等の指導育成を図る。	かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、 要配慮者の避難に十分配慮する。 ((1) 避難の誘導 避難の誘導は、自治会・町内会、自主 防災組織、消防団、消防本部、警察署 等の機力を得て実施する。 (2) 誘導の優先順位	合には、災害の種類及び規模の実情に 即し、関係機関と密接な運輸のもとに影 導責任者を置いて迅速かつ円滑に避 難者を誘導するのとし、この場合、誘 着責任者は、次の事項について特に 意するものとする。 ・避難者に、提難する場所及び避難経 路を指示し、その周知徹底を図ること。 ・特に高齢者、障害者、児童、病弱者 の要配慮者や観光客時により。 選難者により、表のとするが、その時の状況 により避難させるとと。 ・夜間においてものとするが、その時の状況 により避難させるとと。 ・後間においては、野導力を明 に、その実際及び近隣住民の手により 避難させるとなる。 ・後間においては、野野異人携行の誘 導入を配置すること。 ・最悪の場合、誘導ローブにより安全を ・過難すること。 ・過難がなる際は、手早く火の始末をする よう指示すること。 ・過難が登りまとの使え、手間、といかで確認といる ・過難がなる際は、手間、といりを発き ・過難がなる際は、手間、といりを を ・過難がある。 ・過避がある。 ・過ぎがある。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一	また、避難誘導については、ホーム ベージ、自主防災会等を通じ、広報を図 る (1)避難誘導者 避難誘導は次の者が行うものとし、誘 導に当たっては色腕章を付け、又は懐 中電灯を所持する。 ア 消防量の職員及び市消防団員 イ 市災対本部の職員 ウ 警察官	(1) 避難誘導 (情報、勧告又は指示が出された場合、南砺警察署とは自治会を報で、地域または自治会を報じ、経見のお利定と関系が出された場合、南、衛子等の一時、海の登離所、経済を持つ、一時、海の登離が、日本の地域、一般である。 という (1) では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、一般では、日本の地域、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは

2. 水防に関する事項

	に関する事項					
項目	富山市 市	高 岡 市	射水市	研 波 市	小 矢 部 市	南砺市 市
⑤水に情供 (低) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重	受報及び伝達を行う 洪水予報:対象とする河川(常願寺川、 神通川)で、洪水災害のおそれがある 場合に、富山地方気象台が流域の降 北量を予測し、国土交通省富山河川国 道事務所が基準とする観測所の水位予 測を行い、これらの情報を両者が共同 で洪水予報(注意報、警報)として発表 するもの。	測体制の強化充実に努め、観測情報、 災害情報、防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。 また、富山県による土砂災害警 統情報 メール配信サービス等を活用した気象 情報の情報伝達体制を構築する。 なお、市民向けには、高岡市防災情報 メールの配信等の、各種メディアを活用 した情報提供に努める。	RT)等から受信した気象警報等を、直 ちに同報系防災行政無線や広報車等 により住民等に周知するとともに、関係 機関への伝達を行う。 象警報等の伝達に当たっては、走行 中の車両、運行中の列車、船舶、観光 客等にも確実に伝達できるよう、防災ポー の無線、サイレン、テレビ、ランドプロミュ ニティFM放送を含む。)、市メール配 低、インターネット、エリアメール等の移 動体通信事業者が提供するサービス、	要があるときは、地区連絡員、消防団・ 自主防災組織・地区自治会等の協力を 得るほか、報道機関に依頼するものと する。 インターネットの活用(企画情報班) 市ホームページに災害情報等を掲載す も、シの活用(企画情報班) 災害情報等を掲載したチラシを避難所	※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章炎音店を急対策計画 P415の伝達 系統図の通り	※南砺市地域防災計画 P209 第3 伝達体制(総務班、消防本部)の 適り
⑥河区間	・市は、「富山市水防計画」に基づき、 無学、規防等を成しめ関係河川及び海 東、規防等を必め、必要な措置をも ものとする。 ・理要水防菌がとして指定された工作 物の管理者は、常に点検整備し、また、 応急水防工法を定めるものとする。		都市整備部道路河川班は、産業経済 部農林水産班、南工港海頂及び消防 助と連携し、大規模な地震が発生した 場合、その管轄する水防区域におい 場合、その管轄する水防区域におい で、河川・海岸を巡視し、施設の点検、 放下の地域に努める。その際、水 防上危険な箇所を発見したときは、直方 に関係機関な当験施設の出験施設のよう要請 に関係機関、企業を指置を でい、被害の拡大防止に努める。	地方整備局富山河川国道事務所にその状況及び見通しを報告する。 重要水防箇所及び水防河川には、水防 業務の分担に基づき巡視員を配置する ものとする。	水防管理者(市長)は、巡視員をして、 服係河川等の巡視をさせ、水防土危険 であると認められるとさは、所轄土木セ ンター(事務所)及国土交通省関係 新所に連絡して必要な措置を求める。 (2)非常警戒 水防管理者(市長)は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を を難宜にし、重要水防箇所を中心に巡回 を行う。巡回の際は、特に次の状態に 注意を払う。 ア裏法(堤防斜面の居住地側)の漏水 または飽水による最製または欠け順か 表法(堤防斜面の居住地側)の湯水 または飽水による最製または欠け順か 名表(堤防斜面の居代・当上り	
⑦水防 資機整備 状況	どの防災資機材の整備・充実に努め る。	り災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼	等の整備充実を図るとともに、重機など が必要な場合を想定し、民間業者等と	市は、洪水等の非常時に備え、河川に 水防倉庫を設置し、水防に必要な資機 材を整備するものとする。 (資料 2 10 水防主要備蓄資材の状況)	記載なし	記載なし
⑧村舎害病の時け応 市庁、拠院水にる び点等害お対	は、風水害等の災害時における応急対	り、高岡市災害対策本部を本庁車庫棟	防災基幹施設は、地震・津波災害時に おける応急対策活動の拠点となる。 このため、これらの施設の機能を確保・ 保持し、施設の堅ろう性・安全性の確保 を図る。	に、災害応急活動の拠点や市民の避 難場所として、また平常時においては、 自主防災組織・災害救援ボランティア等	が発生するおそれがある場合には、そ の情報連絡、発生災害の状況集約、総 合対策の樹立、並びに災害応急対策の 推進を図るため、市長は小矢部市災害 対策へ部を設置する。(災害対策基本 法、小矢部市災害対策本部条例) (1)設置又は解散 ア設置基準 市は、次の場合に災害対策本部を設置 する。 ① 小矢部市において、震度5強以上の 地震が発生した場合(自動設置)	する。

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

3. /L/i	風ノ	ハリカル	小、 加	世武之 7	ינת וינ	寺に関う	うる事な	ŧ																		
項目	B	ī		山		市	膏		岡	市		射	水	市		诟	波	市		矢	部	市	南	砺	市	
⑨施排機操運 排設、資の・	X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	境の整備 保するためのうえ、持	を図り、過ぎ水ポンめ、公共	快適をの浸っています。	な都市 水状況 水調 道事類	i生活を確 記等を参考 整施設の	よりやのらる ア市こ害次整過用大備イ市業維ウ土は能域の工圧川り、降流負す。 市街とが、備去形した市街用持保地並の内流準川等の大公をに態浸物は排管水利遊保に出用・の雨雨速荷水 街区・先共図整の別討化調水理模用パ全保を河汐河	貯際時増対 に域雨す下る備変です調整施及能計也を水壁川・川陽・開下の間大策 域に水る水道・したる。整区数での画や図りは、等にののでは、近年川ののでは、近年川ののでは、近年、一次では、一次では、一次では、	機両別域へし、このは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	下す出土に企場に、 市出量の同利も抗 が表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	よ大/: は、頁と、「曾善と、「後」「非の名に定様のを外のを存する。	備を図りめ、過去の した雨水 トポンプは め、公共	、市民の の浸水状 対策基本 易や雨水	生命や財産を 況等を参考の 計画に基づ 調整施設の整 業等の効果	門操作版 作を依頼	協力員に		改良区及び水用水の水門操					滑落、排水根 湯落、排に 場合 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	は場ポンプでは場が出ている。 ・人のが生まな、関係を必要がは、 ・補修・後の必要がある。 ・機能を要がない。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人のできない。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人のできない。 ・人の必要がある。 ・人の必要がある。 ・人のできない。 ・人の必要がある。 ・人のと、といるのできない。 ・人のと、・しのと、・しのと、・しのと、・しのと、・しのと、・しのと、・しのと、・し		皮トと事! り

別紙-2

具体的な取組の柱			目標時期	実施する機関												
	事項	[具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	地域住民			
1. /	/\—	が対策の主な取組														
	■決	、 は水を河川内で安全に流す対	策													
		・流下能力対策 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策 ・堤防整備	引き続き実施	0	0											
	■危	は機管理型ハード対策														
		・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	引き続き実施	0												
	■居	司知·理解促進、避難行動、水	防活動、排水活動	に資する基	基盤等の整	·····································										
		①新技術を活用した水防 資機材の検討及び配備	H28年度から 検討	0	0		0	0	0	0	0	0				
		②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、 CCTVカメラ、簡易水位計 や量水標等の設置	H28年度から 順次整備	0	0			0								
2. `	ノフト	対策の主な取組 ①急流河川	特有の洪水を理解	解するため	の周知・理	解促進の	取組									
	■ ∓	時から住民等への周知・教育	育・訓練に関する取	7組												
		①小中学校等における水 災害教育を実施	引き続き実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	参加			
		②出前講座等を活用し、水 防災等に関する説明会を 開催	引き続き実施	0	0		0	0	0	0	0	0	参加			
		③効果的な「水防災意識社 会」の再構築に役立つ広報 や資料を作成・配布	順次実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	活用			
		④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の 実施	H27年度から 順次、毎年実施	0	0		0	0	0	0	0	0	参加			
		⑤まるごとまちごとハザード マップを整備	順次実施	0	0		0	0	0	0	0	0	活用			
		⑥住民の防災意識を高め、 地域の防災力の向上を図 るための自主防災組織の 充実	順次実施		0		0	0	0	0	0	0	参加			
2. `		対策の主な取組②迅速かつ		めの取組												
	■帽	情報伝達、避難計画等に関す。 「	る取組	I I						I			l			
		①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	順次整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	活用			
		②各関係機関が参画した 「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河 川の特性を踏まえた大規 模水害時のタイムライン (事前防災計画)の策定と 検証及び改善	順次実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		③想定最大規模も含めた 決壊地点別浸水想定区域 図、家屋倒壊等氾濫想定 区域の公表(浸水ナビ等に よる公表)	H28年度から 順次実施	0	0								活用			
		④立ち退き避難が必要な 区域及び避難方法の検討	H28年度から 順次実施	0	0		0	0	0	0	0	0				
		⑤参加市町村による広域 避難計画の策定及び支援	H28年度から 順次実施	0	0		0	0	0	0	0	0				

別紙-2

具体的	内な取組の柱	目標時期				施する機関	 関					
	耳項	方針	北陸地整	富山県	富山地方	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	地域住民
	具体的な取組	73 21	*10 PZ *10 TZ		気象台	П	10110111	21217111	<i>HIS 112</i> · 112	1 SCHPIII	113 800 112	
	⑥広域的な避難計画等を 反映した新たな洪水ハザー ドマップの策定・周知	H28年度から 順次実施	0	0		0	0	0	0	0	0	活用
	⑦水位予測の検討及び精 度の向上	H28年度 から検討	0									
	⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	H29年度 から実施			0							活用
2. ソフ	フト対策の主な取組 ③洪水氾	監による被害の軽減	咸及び 避難	時間の確	保のための	水防活動	等の取組					
	■水防活動の効率化及び水防体	制の強化に関する	る取組									
	①水防団等への連絡体制 の確認と首長も参加した実 践的な情報伝達訓練の実 施	引き続き 毎年実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	参加
	②自治体関係機関や水防 団が参加した洪水に対する リスクの高い箇所の合同巡 視の実施	引き続き 毎年実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	③毎年、関係機関が連携し た水防実働訓練等を実施	引き続き 毎年実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	参加
	④水防活動の担い手となる 水防団員・水防協力団体の 募集・指定を促進	引き続き 実施				0	0	0	0	0	0	参加
	⑤国・県・自治体職員等を 対象に、水防技術講習会を 実施	引き続き実施	0	0		0	0	0	0	0	0	
	⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検 討を実施	H28年度 から検討	0	0								
	■要配慮者利用施設や大規模コ	場等の自衛水防の	の推進に関	する取組								
	①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に 向けた支援を実施	H28年度から 順次実施	0	0		0	0	0	0	0	0	参加
	②大規模工場等への浸水 リスクの説明と水害対策等 の啓発活動	H28年度から 順次実施	0	0		0	0		0		0	活用
Toronto.	フト対策の主な取組 ④社会経済		とめの排水	活動及び放	を設運用の	強化						
	■救援·救助活動の効率化に関 ①大規模災害時の救援·救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	T	0	0		0	0	0	0	0	0	
	■ 排水計画(案)の作成及び排力	<訓練の実施								I .		
	①大規模水害を想定した 庄川排水計画(案)の検討 を実施	H28年度 から検討	0	0		0	0	0	0	0	0	
	②地下街が浸水した場合 の排水計画(案)の検討を 実施	H28年度 から検討	0				0					
	③排水ポンプ車の出動要 請の連絡体制等を整備	引き続き 毎年実施	0	0		0	0	0	0	0	0	
	④関係機関が連携した排 水実働訓練の実施	順次実施	0	0		0	0	0	0	0	0	

庄川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 1/3

別紙-2

とめの取組項目(素案 (概ね5年間)	北陸地整		富山県		富山地方気象台	ì	富山市		高岡市		射水市	T	砺波市	1	小矢部市	T	南砺市	
内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	
ド対策の主な取組																		
は水を河川内で安全 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん		A												,				
・流下能力対策・侵食・洗掘対策・浸透対策・パイピング対策・堤防整備	・洪水を刈川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する。		・洪水を河川内で安全に 流すためのハード対策を 推進する。															
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· *策																	
・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	実施																
引知·理解促進、避難	── 誰行動、水防活動、排水沒	動に資す	る基盤等の整備					-								-		
①新技術を活用した 防資機材の検討及び 配備	庫の備蓄材などの合同	実施 •H28年度	・水防パトロールにて水 防倉庫の備蓄材などの 合同巡視を実施				・情報を収集し、必要性を検討する。		・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況 の確認や整備を実施す る。		・河川管理者や水防管理者(庄川水害予防組合) と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を 行う。		・河川管理者や水防団と 連携を図り水防資機材の 配備状況の確認を行う。		・河川管理者と連携し水 防資機材の配備状況の 確認を実施する。		・河川管理者や水防団と 連携を図り水防資機材の 配備状況の確認を行う。	のから
②円滑な避難活動や 水防活動を支援する め、CCTVカメラ、簡易 水位計や量水標等の 設置	た。・して「Vガメラの設直		・河川監視カメラの設置 (水位計設置箇所)	H28年度 から順次 整備					・河川沿川における同報 系防災行政無線の整備 を検討する。									
対策の主な取組	①急流河川特有の洪水を	理解する	ための周知・理解促進	の取組				'						'		·		
時から住民等への	周知・教育・訓練に関する	5取組																
①小中学校等におけ る水災害教育を実施	出前講座等を積極的に 行っていく。		・出前講座等を活用した啓発を積極的に行ってしく。		・自治体の教育委員会 と連携し、効果的な水 防の避難や訓練など 支援	引き続き 実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。		・小中学校からの要望に 応じ、防災教育等に関す る出前講座を実施する。	H29年度か ら検討	・小中学校から要望が あった場合、過去に生じ た水害状況の写真パネ ルや資料提供を行う。ま た、出前講座の申込があ れば対応する。		・出前講座等で防災教育 を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。		・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	
②出前講座等を活用 し、水防災等に関する 説明会を開催	出前講座等を積極的に 行っていく。		・出前講座等を活用した 啓発を積極的に行ってしく。				・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	実施	・出前講座等を活用し水 防災等に関する説明会 を実施する。	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、 水防災等に関する説明 を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水 防災等に関する説明会 を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座 の要請があれば実施	
③効果的な「水防災意 識社会」の再構築に行立つ広報や資料を作成・配布	構築に役立つ広報や資料を作成・配布 設				・関係機関と連携して対象果的な対応に協力	順次実施	・記事を作成し、市の広報誌掲載し、市民に配布している。さらに、ハザードマップを作成し配布している。		・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。・「防災マップ&市民便利帳」の改定時に併せて、・市広報誌への掲載を検討する。		・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施	・「水防災意識社会」の再 構築に役立つ広報や資 料を作成・配布	順次実施	・毎年6月広報で大雨に よる災害対策について特 集している。		・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	
④自治会や地域住民 が参加した洪水に対るリスクの高い箇所の 共同点検の実施	点検を実施す	H27年度 から順 次、毎年 実施	・重要水防箇所等の共同 点検の実施	司 H28年度 以降検討			・国、県と合同で毎年実施	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や 地域住民で重要水防箇 所等の共同点検を実施 する。		・河川管理者と自治会や 地域住民で重要水防箇 所等の共同点検を実施 する。		・河川管理者と自治会や 地域住民で重要水防箇 所等の共同点検を実施 する。		・河川管理者を中心とし、 自治会等が参加した重 要水防箇所の点検を実 施している。		・県と合同で毎年実施	順実
⑤まるごとまちごとハ ザードマップを整備	ブレキた ブレハザードフッ		・ハザードマップ作成の 基礎資料となる浸水想気 区域図の公表				・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの 際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの 際に検討する。	H28年度 以降検討	・ハザードマップ見直しの 際に検討する。	順次実施	・市財政課・防災担当課 と協議し、必要性の有無 等について検討していく。	#
⑥住民の防災意識を 高め、地域の防災力 向上を図るための自: 防災組織の充実	の		・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	実施 隽			・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付	実施	・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。		・住民の防災意識を高め るために研修会の実施 や防災士による訓練指 導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報 提供を進める。	引き続き 毎年実施	・平成28年3月29日に 防災士の有志により「防 災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組 織からの派遣要請に参加の うえアドバイスをすることで、自主防災組織のこれで、自主防災組 他につながっに隊の活動を 推進していくことで、地域	ちょうと性にを

別紙一2

災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整		富山県		富山地方気象台	富山市		高岡市		射水市		砺波市		小矢部市		南砺市	
ソフト対策の主な取組②	迅速かつ確実な避難行	動のため	の取組			<u> </u>						1		1			
■情報伝達、避難計画等	に関する事項																
	・川の防災情報システム の改良及びスマートフォ ンを活用した情報発信 ・ブッシュ型の洪水予報 等の情報発信		・富山県総介原と参びシステムにより、市町村で開と参びシステムにより、市町村でルの東にな関門、一部で開発を開発を書き、一部で開発を開発を出来る。では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	検討	知し、必要に応じて、自	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、SNSやスマートフォンアブリについて引き続き、普及を図る。	順次整備	・高岡市防災情報メール について、更なる普及の ため周知・広北の大きで、エリアメール、 CATVのL字放送、コミュ ニティFMの割り込み放 送を活用する。		・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を56局 (親局を含む)から113 局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充内容 ものをエリアメール配信、CAT VのL字放送、コミュニティFMの割り込み放送で配信するシステムを整備する。	順次整備	・登録制である砺波市緊急メールについて、更なる普及のため市民に周知及び広報を行う。	順次整備	・登録制メールの普及	H28年度から実施	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急 メールの登録について、 更なる普を目指しPRしていく。 ・既存の防災行政無線を デジタル化するとともに、 難聴エリア解消にむけて 屋外拡声子局の増設も 行う。 ・新たな情報発信ツールを整備していく(防災アプリの開発)。	
したは出いか大部川ダ	・出水後におけるタイムラインの検証と改善・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	・市町村が作成する。タイムラインに必要な水位情報等の提供		・富山河川国道事務 所、富山県及び関係市 町村と共同で整備・改 善を支援	・浸水想定の見直しに伴い、再度、河川管理者と協議を行う。		・作成済みタイムラインの 改善を実施、洪水対応マニュアルの見直しを実施 する。		・新たな浸水想定に基づき、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルの見直すなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。		・防災行動計画(タイムライン)は策定済み。河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。		・作成済みタイムラインの改善を実施	D H28年度から実施	・防災計画のタイムライン 策定時期と合わせ水防 計画において策定する。	/ 順次実施
③忠定取入成保も3 めた決壊地点別浸水 想定区域図、家屋倒 場でに選択と区域の のまく温水ナビ第によ		から実施	- 想定最大規模も含めた 浸水想定区域図や家屋 倒壊等氾濫想定区域等 の公表	から順次													
	・浸水想定区域の浸水 深、浸水継続時間及び 家屋倒壊危険区域の情 報提供を行う。		・浸水想定区域の浸水 深、浸水継続時間及び 家屋倒壊危険区域の公 表	から順次			から検討	・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。				・浸水深、浸水継続時間 及び家屋倒壊危険区域 等により、立ち退き避難 が必要な区域を検討す る。					ら順次実施
⑤参加市町村による広 域避難計画の策定及 び支援	供及び策定を支援	から順次	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	から順次		・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	れば検討	・県西部6市と連携し、広 域避難計画を検討する。	平成28年度 から順次実 施	・参加市・町で連携し広域避難に関する検討を行う。	平成28年度 から順次実 施	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に広域避難計画を検討・策する。 域では、関係市町村と連ずる。 ・国、県、関係市町村と連携し、想を定最大規模洪水に対する。 ・国、想なに域避難計画を検討・ を広域避難計画を検討・ 策定する。	から順次実	・県、関係市と連携し検討		・広域避難の現実性につ いて、隣接市とも協議し ながら検討していく。	
			・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、 浸水継続時間等)の提供	から順次		修正を行う。	浸水想定	・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。				・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。					H28年度から順次実施
⑦水位予測の検討及 び精度の向上	・水位予測の精度向上の 検討・システム改良を行 う。																
⑧気象情報発信時の 「危険度の色分け」や 「警報級の現象」等の 改善					・警報等における危険 度の色分けした時系列 の表示や警報級の現 象になる可能性の情 報提供 ・警報改善やメッシュ情 報の充実												

のための取組項目(素案	2)															別紙一2	
のにめの取組項目(素系) (概ね5年間)	北陸地整	富山県		富山地方気象	台	富山市		高岡市		射水市		砺波市		小矢部市		南砺市	
	③洪水氾濫による被害の軽減及び	が避難時間の確保のため	の水防活動	助等の取組													
水防活動の効率化及	ひび水防体制の強化に関する取組		31242		31242		131+4++	27 11 AC TO AC 1 14 24	11+4±±	し叶本のヘニーナかり	31+4++	ル叶本の人に一字の り	31+6++	27 H 65 TO 25 L 27 7 1 25	31+6++	+ P+ (((=\ \psi \ \psi \psi	31+ /+.5
	・水防連絡会にて連絡体 引き続き 制の確認を行い、県市町 毎年実別 と共同で情報伝達訓練を 実施する。		51さ続さ 毎年実施		引き続き 毎年実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	日さ続き毎年実施	・河川官埋者と巾、消防 本部、消防団の連絡体 制を確認し、河川管理者 が行う情報伝達訓練に 参加する。	毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。		・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。		・河川管理者が行う水防 訓練において、市長も参 加するものとする。		・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	5月さ続き 毎年実施
①水防団等への連絡体制の確認と首長も 体制の確認と首長も 加した実践的な情報 達訓練の実施	参							ッパラットでは、 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集 訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の 強化として、災害メール、 携帯無線、消防団幹部 の電話連絡などを実 施する。									
②自治体関係機関や 水防団が参加した洪 に対するリスクの高し 箇所の合同巡視の実 施	١	・重要水防箇所等の合同 極 巡視を実施	毎年実施	・共同で参加し、重要 危険箇所等把握に努 め意識共有を計りソフ ト面では早めの避難行 動、水防に役立てる。	毎年実施	・重要水防箇所について、水防団も参加し、国、県と合同で毎年実施	引き続き 毎年実施	・河川管理者と水防関係 機関で重要水防箇所等 の合同巡視を実施する。		・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水 防箇所等の合同巡視に 参加する。		・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。		・河川管理者を中心とし、 自治会等が参加した重 要水防箇所の点検を実 施する。		・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	
③毎年、関係機関が 携した水防実働訓練 を実施	・水防工法講習会の支援	・・県総合防災訓練等にお 他いて関係機関が連携した 水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓 練への参加 ・水防工法講習会の支援 等を行う。	毎年実施			・水防団、国、県、自主 防災組織などが参加し、 出水期前に水防法に基 づく水防訓練の実施		・毎年、出水期前に水防 訓練を実施 ・毎年行っている実働水 防訓練の内容を検討す る。	引き続き 毎年実施	・出水期前にポンプ車の 運転訓練を実施し、防災 訓練で水防実働訓練を 検討する。		・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する		・毎年防災訓練を実施	引き続き 毎年実施	・市総合防災訓練時に、 洪水を想定した連絡体制 や水防訓練を実施	
④水防活動の担い手 となる水防団員・水防 協力団体の募集・指 を促進	ī						から検討	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。		・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。		・広報誌やホームページ で水防協力団体の募集 を行う。		・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促 進する。	実施	・他市町村の実施状況を 参考に、市防災担当課と 協議しながら対応を検討 する。	実施
⑤国・県・自治体職員 等を対象に、水防技行 講習会を実施		・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施
⑥大規模災害時の復 旧活動の拠点等配置 計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置 H28年度 計画を検討 から検討	・検討に必要な情報(浸 ・ 水想定区域の浸水深、 浸水継続時間等)の提供	から順次														
要配慮者利用施設や	ウ大規模工場等の自衛水防の推進																
①要配慮者利用施設 による避難確保計画 作成に向けた支援を 施	・要配慮者利用施設によ 引き続き を避難確保計画等の作 実施 成を行おうとする際の技 術的な助言を行う。	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	から順次			・要配慮者利用施設に 対する、技術的助言を 行う。	H29年度 から検討	・要配慮者施設における 避難計画策定の推進を 行う。 ・家屋倒壊危険区域内の 要配慮(達ツールを検討 する。	ら順次実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を 行う。	H28年度か ら順次実施	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度か ら順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	ら順次実施	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップ等を関係を応じてにない。 応応じて説明会を実施する。	ら順次第
②大規模工場等への 浸水リスクの説明とか 害対策等の啓発活動	د ای	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、 浸水継続時間等)の提供	から順次			・大規模工場等への技 術的助言を行う。	H29年度 から検討	リッション・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度 から実施			・大規模工場等への浸水 リスクの説明と水害対策 等の啓発活動を行う。				・ハザードマップを作成した段階で、関係団体等に 周知	
	 <mark>④社会経済活動を取り戻すための</mark>)排水活動及び施設運用	の強化														
救援・救助活動の効	率化に関する取組																
①大規模災害時の教援・救助活動等支援(ための拠点等配置計画の検討を実施	D	・検討に必要な情報(浸 ・水想定区域の浸水深、 浸水継続時間等)の提供	から順次				から検討	・受援計画を策定し、広 域支援拠点等の配置等 を検討する。		・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画 等の見直しを検討する。		・広域支援拠点等の配備 計画を検討	H28年度 から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画 等の見直しを検討する。		・広域支援拠点等の配置 計画の検討	l H28年度 から検言
排水計画(案)の作品	・					1		1			ı		ı			1	
①大規模水害を想定 た庄川排水計画(案) の検討を実施	・樋門、排水路等の情報 H28年度 と踏まえ排水ポンプ車の から検討 適切な配置計画などを検 討	・排水ポンプ車の出動要計請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き 実施			・排水ポンプ車の配置計 画を再検討		・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ の設置箇所の選定を行う。		・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。		・大規模水害を想定した 排水計画(案)の検討を 実施		・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ の設置箇所の選定を行う。		・大規模水害を想定した 排水計画(案)の検討を 実施	
②地下街が浸水した合の排水計画(案)の検討を実施	・地下街が浸水した場合 の排水計画(案)の検討 支援	1						・地下街への浸水を想定 した避難計画及び排水 計画(案)の必要性を検 討する。	H28年度か ら検討								
③排水ポンプ車の出 要請の連絡体制等を 整備	有を図る	色	引き続き 実施			宜更新する。	実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡 体制の確認を行う。	毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	毎年実施	・排水ポンプ車出動要請 の連絡体制の確認を実 施	毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡 体制の確認を行う。	毎年実施	・排水ポンプ車出動要請 の連絡体制等を作成す る。	毎年実
④関係機関が連携し 排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排 順次実施 た の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水 防訓練等への参加	・水防管理団体が行う水 防訓練等への参加	順次実施			・水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き実施	・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・水防訓練と合同で訓練 を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作 訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作 訓練に参加	順次実